

## 独立行政法人消防研究所役員報酬等の支給基準

平成13年 4月 1日制定

平成14年 4月15日改訂

平成15年12月19日改訂

- 1 役員に対する報酬及び退職手当は、国家公務員の給与、民間企業の役員報酬等及び業務の実績等を考慮して理事長が定めるものとする。
- 2 常勤の役員の報酬は、俸給、特別調整手当、通勤手当及び特別手当とする。
- 3 役員の俸給は、月額とし、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ各号に定める額を支給する。
  - (1) 理事長 一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第6条による指定職俸給表（以下「指定職俸給表」という。）第7号俸以内で別に定める額
  - (2) 理事 指定職俸給表5号俸以内で別に定める額
  - (3) 監事 指定職俸給表5号俸以内で別に定める額ただし、その者の業務の実績に応じ理事長が特に認める場合には、これを超えて定めることができる。
- 4 特別調整手当及び通勤手当は、給与法の規定に準じて支給する。
- 5 役員の特別手当の額は、それぞれの基準日現在において役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、給与法第19条の4に定める支給割合を乗じて得た額を基準として、基準日以前3ヶ月以内（基準日が12月1日であるときは6ヶ月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。  
ただし、その者の職務の実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。
- 6 非常勤の役員の報酬は、給与法第22条第1項に規定する額以下で別に定める額を支給する。ただし、その者の業務の実績に応じ理事長が特に認める場合には、これを超えて定めることができる。
- 7 役員の退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た金額を基準とし、これに総務省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た金額とする。

また、平成14年4月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職した場合又は平成16年1月1日（以下「第2基準日」という。）の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として第2基準日以降引き続き在職した場合（前記の場合を除く。）のその者の退職手当の額は、上記にかかわらず、その者の退職の日における俸給月額に、任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額と基準日から第2基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額と第2基準日から退職までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準としこれに上記の業績勘案率を乗じて得た額の合計額又は任命の日から第2基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額と第2基準日から退職までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準としこれに上記の業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、第2基準日の前日までの在職期間に相当する退職手当の額については、その者の業務の実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

なお、非常勤役員には、退職手当は支給しない。

- 8 特別手当及び退職手当の支給の差止め等については、給与法等の規定に準じる。